

委員会提出議案第 1 号

地方法人税運用の改善を求める意見書提出について

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出する。

平成 28 年 2 月 23 日提出

議会運営委員会委員長 倉 知 敏 美

地方法人税運用の改善を求める意見書

平成２８年度税制改正大綱では、地方法人課税の偏在を是正し、地方創生推進、分権型社会を実現するとしている。国県市町村の財政状況が厳しい中、地方法人課税の偏在是正が、過疎地や産業立地の厳しい地域を念頭に置いた偏在を調整することを目的とした財政調整制度であることは理解できる。しかし、国の制度が、財政力の弱い自治体への支援という名のもとに不交付団体への配慮を欠いているという現状は、国民に対する公平と平等の観点から大いに問題があると言わざるを得ない。

国は、平成２７年６月末に決定された「経済財政運営と改革の基本方針２０１５」において、「地方の税収増が見込まれる中、『税制抜本改革法』を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずる」とされており、法人住民税の国税化のさらなる拡大や他の偏在是正措置の導入の可能性が危惧される。

真の分権型社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

大口町は、先人の地道な努力によって築き上げてきた不交付団体であることの自負と、不交付団体であり続けようと、町民、議会、職員が連携協力し、行財政改革の推進など様々な経営努力を積み重ねてきた。現在、町には、子育て・教育環境の整備、福祉・医療の充実、老朽化した公共施設の維持・更新、防災力の強化など、膨大な財政需要が存在している。

地方自治体が、こうした多岐にわたる課題に適切に対応し、充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできない。よって、本議会は、下記事項について特段の配慮を賜りたく強く要望する。

記

- 1 地域間の財政力格差是正は、地方交付税の財源である国税五税の法定率引き上げ等、制度改正により実現すること。
- 2 不交付団体に対する特別交付税の基準を緩和すること。
- 3 地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成２８年２月２３日

愛知県丹羽郡大口町議会

提出先

内閣総理大臣	安倍	晋三
財務大臣	麻生	太郎
総務大臣	高市	早苗
内閣官房長官	菅	義偉